

ごみ減量のための「ちばルール」行動協定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量のための「ちばルール」に基づき、ごみの減量、再使用及び再資源化の一層の促進を図るために締結する、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定（以下「協定」という。）に関し必要な事項を定める。

(協定の締結)

第2条 市長は、市内に店舗等を有する事業者及び市内で販売又は提供される商品を製造、加工する事業者（以下「協定締結事業者」という。）と協定を締結するものとする。

(協定締結の要件)

第3条 前条の協定を締結する際の要件は、次の各号に掲げる取組みのいずれかを現に行い、その取組みの充実拡大に努める事業者とする。

- (1) 食品ロスの削減・生ごみの減量
- (2) プラスチックごみの削減
- (3) 2R(発生抑制(リデュース)・再使用(リユース))を優先した3Rの推進

(協定の有効期間)

第4条 第2条の協定の有効期間は、原則として、締結の日から3年とする。ただし、協定締結事業者から有効期間の短縮の申出があった場合は1年以上3年未満とすることができる。

- 2 前項の有効期間が満了する日の1月前までに、当事者のいずれからも何らの申出がない場合は、当該協定は同一内容で、3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 市長は、協定締結事業者が第3条の締結の要件を満たさなくなったとき、又は信用を失墜する行為を行ったと認められるときは、協定を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により協定の解除を決定したときは、協定解除通知書(様式第1号)により、当該協定締結事業者に通知するものとする。

(市の支援)

第6条 市長は、協定締結事業者に対して、必要に応じて支援を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様 式 第 1 号

千環廃対第 号
年 月 日

協 定 解 除 通 知 書

住 所
協定締結事業者名
代 表 者 名 様

千葉市長 

年 月 日付締結のごみ減量のための「ちばルール」行動協定について、下記の理由により解除しますので、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定に関する実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

協定解除の理由